

都市生協

一職員は全職員のために 全職員は一職員のために

vol. 134 2024年7月



編集／発行

生活協
同組合

全国都市職員災害共済会

〒102-8610 東京都千代田区平河町2-4-2

全国都市会館内 電話 03(3262)0869

FAX 03(3262)2795

URL <https://www.toshiseikyo.or.jp>

令和6年度通常総代会を開催



令和6年度通常総代会を、6月21日に東京都千代田区平河町の全国都市会館において開催し、令和5年度事業報告、決算、令和6年度事業計画、予算等の提出議案のすべてが原案のとおり承認、可決されました。

目次

令和6年度 通常総代会を開催	1
通常総代会あいさつ	
全国都市職員災害共済会会長(阿久根市長) 西平良将	2
厚生労働省 消費生活協同組合業務室 室長 小野博史	3
共済コラム	4
能登半島地震に係わる緊急特別取扱について	6
地震災害見舞金について	6
令和5年度 利用分量割戻しについて	6
退職者組合員制度について	6
承継組合員制度について	6
共済掛金シミュレーションが簡単にできます！	7
「自転車事故等における 個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内	7
令和5年度 事業実績	8
令和5年度 貸借対照表	9
令和5年度 損益計算書	9
令和5年度 剰余金処分	9
令和6年度 収支予算	9
令和6年度 共済事業計画	10
令和5年度 新規取扱市	10
本会からのお願い	10
本会の共済事業	11
健康コラム	12

《通常総代会》

I 日時及び場所

- 1 日時 令和6年6月21日(金)午後4時
- 2 場所 全国都市会館

II 総代総数及び出席総代数

- 1 総代総数 884人
- 2 出席総代数 707人
(書面による出席を含む。)

III 議事の概要

- 1 西平 良将 会長(阿久根市長)及び厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室 小野 博史 室長のあいさつの後、議事に入りました。
- 2 議長及び議事録署名人の選任
議長に全国市議会議長会支部総代の目黒宏康氏が選任され、議長は、議事録署名人に鹿児島県市長会支部総代の田中 隆義氏並びに全国都市職員災害共済会支部総代の伊沢 功次氏を指名しました。

3 議案の審議

各提出議案は、審議の結果いずれも原案のとおり承認又は可決されました。

〈提出議案〉

- 第1号議案 令和5年度事業報告書
第2号議案 令和5年度貸借対照表・損益計算書
第3号議案 令和5年度剰余金処分（案）
第4号議案 令和6年度共済事業計画（案）
第5号議案 令和6年度収支予算（案）
第6号議案 役員の選任
現任役員は次のとおりです。

〈全国都市職員災害共済会役員〉

会長 (代表理事)	阿久根市長	西平良将
副会長	恵庭市長	原田裕
同	富士市長	小長井義正雄
同	小松島市長	中山俊雄
常務理事 (代表理事)	全国都市職員災害共済会 事務局 局長	村上賢治
理事	北海道市長会事務局 局長	出井浩義
同	仙台市長	郡和子
同	秋田県市長会事務局 局長	近藤行秀
同	富山市市長	藤井裕久
同	富山県市長会事務局 局長	牧田栄一
同	町田市市長	石阪丈一
同	千葉県市長会事務局 局長	佐々木悟
同	静岡県市長会事務局 局長	土村暁文
同	新宮市長	田岡実千年
同	和歌山県市長会事務局 局長	崎山秀樹
同	尾道市長	平谷祐宏
同	広島県市長会事務局 局長	金光義雅
同	高知県市長会事務局 局長	甫喜本博貴
同	鹿児島県市長会事務局 局長	田中隆義
監事	南足柄市長	加藤修平
同	北名古屋市長	太田考則



令和6年度通常総代会 会長あいさつ

全国都市職員災害共済会
会長（阿久根市長）

西平良将

令和6年度の通常総代会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

はじめに、令和6年能登半島地震により被災されました都市並びに都市職員の皆様に対し、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

皆様方におかれましては、大変お忙しい中、総代会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

併せて、全国の都市職員並びに組合員の皆様方には、日頃より本会の共済事業に格別のご理解とご協力を賜っておりますことに深く感謝申し上げます。

本日の総代会には、公務ご多忙の中、厚生労働省 地域福祉課の小野消費生活協同組合業務室 長様にご臨席を賜っております。

小野様には、後ほど、ご挨拶を賜りたいと存じます。

さて、去年は、新型コロナウイルス感染症の取扱いが5類へと移行し、行動制限の撤廃により経済活動は正常化してきておりますが、歴史的なインフレによる物価の高騰で国内情勢は大変厳しいものとなっております。

また、昨年度は、大型台風による暴風雨被害や線状降水帯による局地的な豪雨被害、本年1月には令和6年能登半島地震が発生し、北陸地

方に甚大な被害が発生するなど、全国各地で自然災害が数多く発生しております。

都市職員の皆様方におかれましては、大変なご苦勞があったと思います。

本日の総代会でご審議いただく議案は、お手元に配布しております「令和6年度通常総代会議案」のとおりであります。事業の実施状況等につきまして少しご説明いたします。

本会共済事業の契約者数は、自動車共済事業及び風水雪害特約共済事業においては、制度内容の浸透や近年多発しております自然災害等を背景に引き続き増加傾向にあります。一方、火災共済事業におきましては、現職組合員の退職脱退等により減少傾向が続いております。

昨年度の共済金の支払いにつきましては、火災・自動車の両共済事業とも例年並みの支払状況となるなど、事業全体では事業運営の健全性が確保されたところであり、関係各位のご尽力とご協力に心から感謝申し上げる次第であります。

今後とも、役職員が一丸となって健全経営を図りつつ、組合員の加入促進と制度内容の充実により一層努力してまいりますので、皆様方のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

最後に、本日の会議が有意義に、かつ、円滑に進みますようお願い申し上げますとともに、全国各市の益々のご発展と、都市職員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、開会のご挨拶といたします。

令和6年度通常総代会 厚生労働省あいさつ

厚生労働省 社会・援護局地域福祉課
消費生活協同組合業務室 室長

小野 博史

生活協同組合全国都市職員災害共済会の令和6年度通常総代会が開催されますことを心よりお祝い申し上げます。

初めに、本年1月1日に発生した「令和6年能登半島地震」において、貴組合におかれては、共済金を可能な限り早く組合員にお届けするために請求書類の一部簡略化や、共済掛金の払込期間の延長、継続手続きの猶予期間の延長など、被災された組合員に寄り添って支援いただいたことに感謝申し上げます。

貴組合は、相互扶助の精神に基づき、全国の都市職員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的として、昭和33年に設立されて以降、66年という長きにわたり、「火災共済事業」や「風水雪害特約共済事業」、あるいは「自動車共済事業」の実施を通じ、多くの組合員の暮らしを支えてこられました。

本日、ご臨席の皆様方をはじめ、役職員及び多くの関係者の方々のご尽力に心から敬意を表します。

厚生労働省では、今年度から、長期共済事業組合のリスク管理の高度化を図ることを目的として、「共済事業向けの総合的な監督指針」を改正し、統合的リスク管理に関する規定の整備や、その他所要の改正を行うとともに、「共済事業実施組合に係る検査マニュアル」についても、監督指針の改正内容の反映や、より効率的な検査の実施に資するため、構成の見直しを行ったところであります。

改正後の監督指針及び検査マニュアルについて理解を深めていただき、今後の組合の運営管理等に活かしていただけることを期待申し上げます。

共済事業は社会において果たす役割・責任が大きく、今後も組合員の生活の安定と向上に向け、事業の健全な運営に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、貴組合の更なるご発展と、関係者の皆様方の益々のご健勝とご活躍を祈念いたしまして、私からの挨拶とさせていただきます。

「協同組合制度に関連して」

東洋大学 福祉社会デザイン学部 社会福祉学科 助教 (実習担当) 社会福祉士 村川 真一

はじめに

こんにちは、2018年から執筆をさせていただいております社会福祉士の村川真一と申します。

まず、今年1月1日に発生いたしました、能登半島地震につきまして、影響を受けられた皆様には、お見舞い申し上げます。今回は、日本における「生活協同組合」に大きく貢献をした賀川豊彦という人物についてお話をします。ちなみに生活協同組合 全国都市職員災害共済会（都市生協）は、1958年（昭和33年）に厚生大臣（現在の厚生労働大臣）の認可を受けて設立された職域の「生活協同組合」です。

1 賀川豊彦とは

賀川豊彦は、労働者の生活の安定のために生活協同組合を結成した人物として知られています。賀川は1888年神戸に生まれ家庭の事情により徳島に移り、旧制徳島中学に入りました。その後、肺結核で吐血して入院、実家が破産する等の不幸に見舞われます。しかし、苦学勉強に努め、哲学的な論文を発表し続けました。早い時期にキリスト教の洗礼を受け、神戸市新川という（当時は日本最大級のスラムと言われていた）貧民窟に住み込み、下層の貧民の救援活動を続けていました。1923年9月1日、関東大

震災が発生した際には、賀川は発生翌日には船に乗り込み神戸から横浜港に向かい、汽車と徒歩で9月5日に東京に入り、東京市役所（当時東京は市であった）の災害救援事務所を訪問し、救援活動を始めました。特に被災地では、お金や医療や食糧が不足していることを知ると、一度神戸に戻り、西日本で講演会などを開催し義援金を募ったり、自身の資産を売り、現在の金額にして1億円ほどのお金を集めて、再び東京に入り、救援活動を再開しました。救援活動では、東京の隅田川の東側にテントを構え、東京市、日本赤十字社、キリスト教連盟などと連絡を取り合いながら衣類や寝具、食料の配給、行方不明者の調査、法律相談、建築相談などの支援にあたりました。その後、貧しい人々を救うために労働組合をつくり、労働者の安定のために「生活協同組合」を結成します。賀川は、その他に、自伝小説『死線を越えて』を執筆し、出版された小説は1年で100万部超えというベストセラーとなりました。その後も『一粒の麦』、『乳と蜜の流るゝ郷』などを発表し、特に『死線を越えて』は、『Beyond the Death Line』の名で英語、フランス語に翻訳され、ノーベル平和賞、ノーベル文学賞の候補にも挙げられました。

2 賀川豊彦と生活協同組合

賀川は、1920年（大正9年）に、労働者の生

活安定を目的として、神戸購買組合（日本初の市民による生活協同組合）を設立、翌年には、灘購買組合を創設し、生活協同組合運動に取り組みます。その後、神戸購買組合は、灘神戸生活協同組合を経て、日本最大の生活協同組合となった「コープこうべ」へ発展しました。こうして創設された生活協同組合は、「暮らしを良くしたい」「安全な商品が欲しい」という人々が集まり、人と人とが協力し、助け合うことを理念とした組織でした。賀川は、「一人は万人のために、万人は一人のために」を理念に掲げ、お互いに協同して生活を守り合うこの協同組合を社会事業（社会からの援助を必要とする人に対し、公私の団体が行う生活改善などの組織的

な事業）として展開されていきます。終戦後、1948年に生活協同組合法が成立し、生活協同組合は、広く全国に展開されることになります。

賀川豊彦記念館が東京都世田谷区上北沢にあります。ご関心のある方は、ぜひお立ち寄りいただければと思います。



HP アドレス <https://www.t-kagawa.or.jp/>

〔参考・引用資料〕

- ・岡本好廣「賀川豊彦という人物を今日的に捉える」
生協総研レポート No.97 2022年3月
- ・賀川豊彦記念松沢資料館ホームページ

〈ひと休み〉

（答えは12ページにあります。）

〈クロスワードパズル〉

（たてのかぎ）

1. 火事の現場に駆けつける
…○○○○○車。
2. 花言葉は純潔。
3. お風呂から上がる時に…
○○○湯。
4. 「蕪(かぶら)蒸し」に掛けるのは…。
7. ファウルの場合はアウト
です …スリー○○○。
9. 醤油やお酒を入れる木製の容器。

（よこのかぎ）

1. 作物を取り入れます。
5. ○○を戻す…仲直り。
6. 下手な鉄砲も○○打てば
当たる。
7. 建物の入り口の段差をなくす等の取組からあらゆる人の参加がしやすい社会に …○○○フリー
8. 猪の肉は、こう呼ばれる
ことも…。
10. 幼少期のテレビ特撮ヒーローのひとり…○○○○マン。

さて、「二重枠線のマス」を並べ替えてできる言葉は何でしょう。

1	2		3	4
5			6	
		7		
8	9			
10				



〈ナンプレ〉

空欄に1～9の数字を記入します。ただし、縦列・横列・ブロック（3マス×3マス）毎に、重複した数字を入れることは出来ません。

	6	7		9			8	
	3			2	8	4	9	
		5	1			6		
	2	6	5	3			4	9
	7		6	4		5		
			8	7	4	9	5	
4		3				7	1	
	5		9		3			

※(https://www.nanpure-mondai.com/) より掲載

能登半島地震に係わる緊急特別取扱いについて

令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震により、被災されました都市並びに都市職員の皆さま方に対して衷心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

本地震により災害救助法適用地域において、被災されました組合員に対しましては、共済掛金の払込み等の延長、地震災害見舞金等の請求に係る申請書類の一部省略、簡素化を行う緊急特別取扱いを実施しております。また、「地震災害見舞金」及び「地震災害傷害等見舞金」の請求については、迅速かつ的確な支払いに努めております。

能登半島地震に係わる支給実績（令和6年3月31日現在）

区 分	件数（件）	金額（千円）
地震災害見舞金	158	50,560
地震災害傷害等見舞金	1	100

地震災害見舞金について

地震災害見舞金は、地震災害により、組合員が現に居住する共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合に支給します。

近年、大規模な地震が頻発している状況に鑑み、組合員等の生活の安定と向上に資するため、令和4年4月から地震災害見舞金の一口当たりの支給基準を従前の支給基準の1.5～2倍に増額改正いたしました。（100万円限度）

地震災害見舞金 支給基準	
損害の割合	1口当たりの支給額
全 部	20,000 円
1 / 2 以上	12,000 円
1 / 3 以上	8,000 円
1 / 3 未満	3,000 円

令和5年度 利用分量割戻しについて

令和5年度の利用分量割戻しについては、世界的な金利上昇に伴い当会が保有する有価証券の評価額が著しく低下し、当期末処分剰余金を大きく超える含み損が生じました。

利用分量割戻金の算定に当たっては、厚生労働省の通達に基づき当期末処分剰余金からこのマイナスの金額を控除する取り扱いとなることから、今期は、前期と同様に割戻しの対象となる剰余金が発生しないため、各事業とも利用分量に応じた割戻しを行うことはできません。

退職者組合員制度について

現職のときに加入されている火災共済、自動車共済につきましては、退職後も退職者組合員として引き続きご利用いただけます。また、現職時に火災共済に加入しておられた方が、退職後に新たに自動車共済に加入することや、反対に自動車共済に加入していて、新たに火災共済に加入することもできます。加入手続き等については、所属支部のご担当者へご確認ください。

承継組合員制度について

万一、組合員（現職組合員・退職者組合員）がお亡くなりになった場合に、その配偶者が承継組合員として、引き続き本会の共済をご利用いただけます。

承継組合員の資格 死亡された組合員の配偶者のみが対象です。

承継できる共済契約

- ・組合員が死亡時に契約していた火災共済契約（組合員の扶養親族が所有する物件を含みます。）
- ・組合員が死亡時に契約していた自動車共済契約（組合員と同一世帯の親族が所有する自動車を含みます。）

申請期間 組合員が死亡した翌日から、組合員が締結していた共済契約の期間満了日の3か月後まで。

申請方法 「承継組合員加入承認申請書」によりお申し込みください。申請書は、本会ホームページからダウンロードできます。

※この制度は、組合員が死亡される前に手続きすることはできませんので、ご注意ください。

共済掛金シミュレーションが簡単にできます！（ホームページをご活用ください。）

● 火災共済・自動車共済の『共済掛金シミュレーション』

☆ 簡単な試算！

数カ所入力するだけで、火災共済・自動車共済の掛金を簡単に試算できます。

☆ おすすめプラン！

火災共済掛金シミュレーションでは、ご自身の物件情報（延床面積等）を入力いただくだけで『おすすめプラン』『標準プラン』を提案いたします。

また『自分で選ぶ（設定する）プラン』もございます。

加入をご検討中の方や、既にご加入されている方もぜひ一度ご試算ください。

- 本会ホームページには、「共済の概要」「共済掛金シミュレーション」のほか「最新の情報」「お知らせ」を適宜掲載しております。

また、共済金等の請求手続きに必要な各種請求書の印刷もできますので併せてご活用ください。

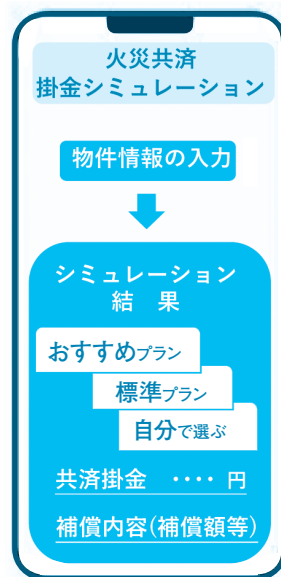
ホームページアドレス <https://www.toshiseikyo.or.jp>



「共済掛金シミュレーション」への
直接アクセスは↓コチラから



スマートフォン等から二次元コード
をスキャンして、最新情報の確認や、
掛金シミュレーションの試算が簡単
にできます。



※「火災共済掛金シミュレーション」画面より一部抜粋

「自転車事故等における個人賠償責任保険・傷害補償保険制度」のご案内

本制度は、東京海上日動火災保険株式会社が提供し、本会が契約者となって組合員の皆様にご利用いただく制度です。

【加入資格】 火災共済もしくは自動車共済にご加入の組合員（現職組合員・退職者組合員）

【保険期間】 申込日の翌月1日午前0時～令和7年4月1日午後4時まで（初年度）※次年度以降は原則自動更新

【締切日】 毎月20日（※加入初年度は申込日によって補償開始月および保険料が異なります。）

自転車事故等
の備えは大丈夫
ですか？

相手方への賠償
（個人賠償責任補償）



ご自身やご家族のケガ（傷害補償）



「個人賠償責任補償」と「傷害補償」は
セットでのご契約になります。

＋
プラス

※追加で選択できます。

弁護士費用等（人格権侵害等）

・日常生活のトラブルによる法律相談や相手との交渉を弁護士に依頼した場合に対象となります。

保険料は年齢問わず年額 3,700円～（弁護士費用セットプランは 5,690円～）

※ ご自身の世帯にあわせて選択できます。

※ご加入については、すべてインターネット経由のみでの手続きとなり、お支払いはクレジットカードのみの取扱いとなります。書面による加入手続きは一切できませんので、あらかじめご了承ください。

【保険料・補償内容等】

「団体総合生活保険パンフレット」をご覧ください。

スマートフォン等からは ⇒

パソコンからは

<http://www.toshiseikyo.or.jp/dantai/bycyle.pdf>



【申込手続き】

スマートフォン等からは ⇒

パソコンからは

<http://ezoo.jp/ds5/A0097280000124042311>



【お問い合わせ】 下記の取扱代理店、または、引受保険会社をお願いします。

《取扱代理店》

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
公務広域法人部（担当：藤巻・雨宮・山田）
TEL 03 (4332) 4011 (9時～17時/土・日・祝日は除く)
メール tac-iryuu@web-tac.co.jp

《引受保険会社》

東京海上日動火災保険株式会社
担当課：広域法人部 法人第一課
TEL 03 (3515) 4147 (9時～17時/土・日・祝日は除く)

2024年6月作成 24TC-001189

令和5年度 事業実績

令和5年度の事業計画に基づき実施した事業の実績は次のとおりです。

火災共済事業

区 分		4 年 度	5 年 度	比較増△減
基 本 分	契 約 者 数 (人)	132,296	129,323	△ 2,973
	現 職 組 合 員	34,310	32,619	△ 1,691
	退職者組合員	97,986	96,704	△ 1,282
	契 約 口 数 (口)	6,575,976	6,445,883	△ 130,093
	建 物	4,409,428	4,336,640	△ 72,788
	動 産	2,166,548	2,109,243	△ 57,305
	共 済 掛 金	1,915,810 千円	1,878,550 千円	△ 37,260 千円
風 水 雪 害 特 約 分	火 災 共 済 金	338,613	459,112	120,498
	風 水 雪 害 共 済 金	129,866	83,411	△ 46,455
	臨時費用等共済金	81,937	82,110	172
	災 害 死 亡 共 済 金	6,300	3,817	△ 2,482
	災 害 等 見 舞 金	23,503	65,372	41,869
	解 約 返 戻 金	2,731	2,805	74
	計	582,952	696,628	113,676
	契 約 者 数 (人)	38,525	38,694	169
	現 職 組 合 員	10,146	9,956	△ 190
	退職者組合員	28,379	28,738	359
風 水 雪 害 特 約 分	契 約 口 数 (口)	2,109,198	2,123,350	14,152
	建 物	1,444,314	1,458,115	13,801
	動 産	664,884	665,235	351
	共 済 掛 金	315,085 千円	317,079 千円	1,993 千円
	特 約 共 済 金	250,335	178,197	△ 72,138
	臨時費用等共済金	47,202	33,252	△ 13,949
	解 約 返 戻 金	475	351	△ 123
	計	298,013	211,801	△ 86,212

(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しています。(以下同じ)

自動車共済事業

区 分		4 年 度	5 年 度	比較増△減
	契 約 者 数 (人)	63,487	64,272	785
	現 職 組 合 員	43,670	44,001	331
	退職者組合員	19,817	20,271	454
	契 約 台 数 (台)	99,034	101,773	2,739
	普 通 ・ 小 型 乗 用 車	42,233	42,936	703
	軽 四 輪 乗 用 車	34,876	36,226	1,350
	自 動 二 輪 車 (原動機付自転車を含む)	21,925	22,611	686
共 済 掛 金		1,963,896 千円	2,011,981 千円	48,085 千円
共 済 金		988,531	1,052,140	63,608
解 約 返 戻 金		13,125	13,711	586
計		1,001,656	1,065,852	64,195

令和5年度 貸借対照表

令和6年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
現金及び預金	485,437	共済契約準備金	5,636,871
有価証券	38,659,405	その他共済負債	421,979
未収収益	162,794	未払費用	34,533
その他資産	390,075	その他負債	886,784
業務用固定資産	866,143	引当金	195,320
繰延税金資産	1,929,042	価格変動準備金	204,129
		負債合計	7,379,619
		(純資産の部)	
		組合員資本金	37,498,878
		出資	6,112,218
		法定準備金	6,578,906
		任意積立金	22,683,270
		当期末処分剰余金	2,124,482
		(うち当期剰余金)	(1,078,211)
		評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	△2,385,598
		純資産合計	35,113,279
資産合計	42,492,898	負債・純資産合計	42,492,898

令和5年度 損益計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

科 目	金 額
経常損益	千円
経常収益	7,125,422
受入共済掛金収入	4,207,611
共済契約準備金戻入額	2,286,623
資産運用収益	625,536
その他経常収益	5,651
経常費用	5,601,295
支払共済金等	1,974,282
共済契約準備金繰入額	2,154,882
事業経費	1,464,830
その他経常費用	7,300
経常剰余金	1,524,126
特別損益	
価格変動準備金繰入	21,352
税引前当期剰余金	1,502,774
法人税等	433,332
法人税等調整額	8,770
当期剰余金	1,078,211
当期首繰越剰余金	980,898
異常災害特別積立金目的取崩	—
災害等見舞金積立金目的取崩	65,372
当期末処分剰余金	2,124,482

令和5年度 剰余金処分

科 目	金 額
I 当期末処分剰余金	2,124,482,913 円
II 当期処分額	
利用分量割戻金	—
火災共済基本分割戻金	
火災共済特約分割戻金	
自動車共済割戻金	
任意積立金	—
異常災害特別積立金	
災害等見舞金積立金	
自動車事故特別積立金	
III 次期繰越剰余金	2,124,482,913

令和6年度 収支予算

	科 目	金 額		科 目	金 額
収入の部		千円	支出の部		千円
	受入共済掛金収入	4,310,065		支払共済金等	2,208,393
	共済契約準備金戻入	2,084,940		共済契約準備金繰入	2,219,000
	資産運用収益	529,065		事業経費	1,832,150
	その他経常収益	5,370		寄付金	5,000
	当期首繰越剰余金	2,124,483		価格変動準備金繰入	20,000
	災害等見舞金積立金目的取崩	200,000		予備費	2,769,380
	収入合計	9,253,923		法人税等	200,000
				支出合計	9,253,923

令和6年度 共済事業計画

令和6年度の事業運営に当たっては、協同互助の精神に基づき組合員の生活の安定と向上に資するため、本部、支部が一体となって計画的かつ効率的な事業展開に努めることとしております。また、事業運営の一層の基盤強化を図るため、組合員の加入促進を積極的に行うとともに、組合員に対して適時適切な情報提供に努めるなど広報活動の充実に努めることとしています。各共済事業の目標は、次のとおりです。

(1) 火災共済事業	契約者数	129,000人
	契約口数	6,424,000口
(2) 自動車共済事業	契約者数	66,000人
	契約台数	106,000台

令和5年度 新規取扱市について

令和5年度中に次の支部が新たに取扱を開始されました。

区 分	市	団 体
火災共済	能美市, かすみがうら市, 湖南市, 那珂川市	—
自動車共済	能美市, 藤沢市, 日立市, 豊田市, 柏原市, 新宮市	長野市開発公社, 入間東部地区事務組合, 公立大学法人 名古屋市立大学

組合員の皆さまへ 本会からのお願い

転居された場合は、必ず住所変更等の手続きをお願いします。

お引越し等で住所が変更になった場合や移転改築等で契約物件に変更が生じた場合は、速やかに住所変更等のお手続きをお願いいたします。本会では、お届けいただいているご住所宛に、重要なお知らせ等のご案内させていただいており、住所変更の手続きがなされていない場合は、重要な書類が届けできず、共済金をお支払いできない場合がありますので、必ずお手続きをお願いいたします。

なお、お手続きを頂く場合、現職の方は、支部でお手続きいただき、退職者の方は、本会へご連絡いただきますようお願いいたします。

「共済金が使える」などと勧誘する住宅修理業者に注意しましょう！！

近年、台風・豪雨・地震・大雪などの大きな災害の後は、災害に便乗した悪質な住宅修理業者が電話や営業訪問で、「火災共済を使って自己負担なく住宅の修理をしませんか。」「共済金請求の代行費用は、支払われた共済金で対応できますよ。」などと言葉巧みに契約や修繕を促し、高額な工事費用の請求や、契約をキャンセルすると高額な違約金を請求されるなどのトラブルが増えております。

また、「老朽化した部分も、台風による災害として、共済金を請求しましょう。」などと、“支払い対象となる自然災害”とは関係ない部分を含めて、過大に共済金の請求を促すこともあります。そもそも老朽化、経年劣化による建物の損傷は、共済金支払の対象外であり、うその理由による共済金請求は、共済金詐欺に該当するおそれがあります。このような勧誘をする悪質な業者には、くれぐれもご注意ください。



＜火災共済＞

- 低廉な掛金で、大きな補償が受けられます。
- 多発する自然災害に対する補償充実のため、風水雪害特約共済への加入をお勧めしております。

1. 充実した補償内容

(1) 火災共済（基本契約）

建物 4,000万円	最高限度額
動産 2,000万円	合計 6,000万円

＜共済金の支払い対象となる損害＞

- ・火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、航空機からの落下物、車両の飛び込み、上層階からの水漏れ
- ・風水雪害（600万円限度）
- ・災害死亡（300万円限度）

(2) 風水雪害特約共済

風災、水災、雪災により、共済の対象である建物又は動産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、火災共済の風水雪害共済金（600万円限度）に加えて、風水雪害特約共済金（2,400万円限度）が支払われます。

2. 低廉な掛金額（1口当たり）

＜年額＞

火災共済（基本契約）	木造	300円
補償額：1口当たり50万円	耐火造	200円
風水雪害特約共済	木造、耐火造とも	150円

3. 契約できる建物と動産

組合員及び扶養親族（生計を一にする3親等内の親族をいう。）が所有する建物、動産

4. 各種見舞金制度

地震災害見舞金、火災等災害入院見舞金、交通災害入院見舞金等をはじめとする各種見舞金も充実しています。

＜自動車共済＞

- 低廉な掛金で、対人賠償、対物賠償ともに無制限の補償が受けられます。
- 示談交渉サービス・24時間事故受付を実施しております。

1. 充実した補償内容

対人・対物賠償	無制限
自損事故傷害	1,500万円（注1）
搭乗者傷害	1,000万円（注2）
無共済等自動車傷害	2億円
他車運転特約	あり（注3）

（注1・3）自動二輪車（原付を含む）は除きます。

（注2）自動二輪車（原付を含む）は500万円。

2. 低廉な掛金額

＜年額＞

普通・小型乗用車	28,000円
軽四輪乗用車	17,000円
自動二輪車（原付を含む）	9,000円

※ 掛金は一律で、年齢区分、等級制度はありません。

3. 契約できる自動車

契約者、配偶者及び契約者と同居の親族が所有する自動車、通勤、買物、レジャー等に使用している自家用の自動車です。

なお、ローン利用中の自動車、1年以上契約のリース自動車も契約できます。

4. 運転者の範囲

契約者、配偶者、契約者と同居の親族及び契約者の承諾を得て一時的に運転する者。（年齢制限はありません。）

5. 事故が発生したとき

事故処理サービスセンター又は事故受付専用ダイヤルまでご連絡ください。事故の大小、対人・対物事故にかかわらず、査定専門員が示談交渉を行います。

なお、事故・故障などでロードサービスを利用される場合のご連絡は、必ずロードサービス受付専用ダイヤルにご連絡ください。

6. 車両保険の加入を希望する方へ

本会では、車両共済は実施しておりませんが、「事故処理サービスセンター」が取り扱う民間の車両保険に、これまでの等級を引き継いで加入することができます。また、本会自動車共済利用者が新たに車両保険に加入される場合は、本会自動車共済契約に係る「加入歴」、「無事故歴」に基づく保険料の割引を受けることができます。

なお、車両保険に加入の際は、集団扱契約で、約5%の車両保険料の割引が適用されます。（年一括払）

（注）支部の中には、一方の共済しか取扱っていない支部もありますので、ご確認ください。

腰部脊柱管狭窄症と変性後弯症(こし曲がり) 適切な治療で人生100年時代をすこやかに

東京女子医科大学附属八千代医療センター

 消化器外科 片桐 聡 (医学博士)
 整形外科 水谷 潤 (医学博士)

人生100年時代をむかえ、高齢者においてよくみられる背骨の病気を放っておくと生活の質の低下が著しくなり、寝たきりの原因となってしまいます。

背骨は、大まかに言うと椎骨という骨が椎間板をはさんで連なっていて、それぞれの骨をつなぐ椎間関節や後方部分には黄色靱帯と呼ばれる靱帯があります。それらに囲まれたトンネル状の部分^{せきちゅうかん}が脊柱管と呼ばれる神経の通り道です。加齢により黄色靱帯や椎間関節が変性して分厚くなったり、椎間板の高さが減ったりすることで脊柱管が狭まり、中をとおっている神経が圧迫され、手足の痛みやしびれ、腰痛などが生じます。また椎間板の変性や椎骨そのものが変形し、いわゆる「腰曲がり」が生じるケースもあります。症状でお困りの方は早めに整形外科に受診し適切な治療をうけることが大切です。

【腰部脊柱管狭窄症】特徴的な症状は、少し歩くと歩行のため歩行できなくなるが、座ったり、前屈みになって休むと症状がおさまるとい「間欠性跛行（かんけつせいはこう）」です。安静時にも脚の痛みやしびれが生じている場合はかなり重症です。

軽症のうちは、しびれや痛みが主な症状になりますが、重症化すると筋力低下や排尿・排便の障害が出てきます。軽症では内服薬治療、リハビリなどの保存的治療により症状の軽減を目指します。また、痛みが強い場合には神経ブロックとよばれるペインクリニック治療で疼痛が改善することもあります。このような保存治療で改善しない場合は、骨を削り、肥厚した黄色靱帯を取り除いて神経の圧迫を取りのぞく「除圧術」を行います。また、背骨がグラグラしていて不安定な場合は、除圧術に加えて骨同士を固定する固定術を行う必要があります。

【変性後弯症（こし曲がり）】背骨の変形には、思春期に多く正面から見て横に変形する「特発性側弯症」もありますが、大人の場合は横から見て重心が前に倒れる「変性後弯症」が問題となります。椎間板の変性を端緒に腰椎の正常な弯曲（前方凸の形状）が失われ、真っ直ぐあるいは後方凸になってしまうことで重心が前倒れし

て、腰に痛みが生じます。重症化すると、数分の立位や歩行ができなくなるばかりでなく、内臓圧迫による食欲減退や逆流性食道炎も生じます。骨粗しょう症による圧迫骨折で変形している症例では女性の比率が高くなります。保存的治療で改善しない場合は手術が必要ですが、多くの症例で脊柱管狭窄を伴いますので除圧を行い、金属でできたスクリューで背骨を矯正します。大きな手術ではありますが、除痛効果と歩行距離の再獲得が大いに期待できる手術です。ただし、爪切りなどが制限されるなどのデメリットもあります。しかし、我々の施設では後期高齢者にも積極的に手術を行っており、それらのデメリットが生じても除痛効果と歩行能力再獲得から、術後2年の成績は8割以上の患者さんが満足されておられます。

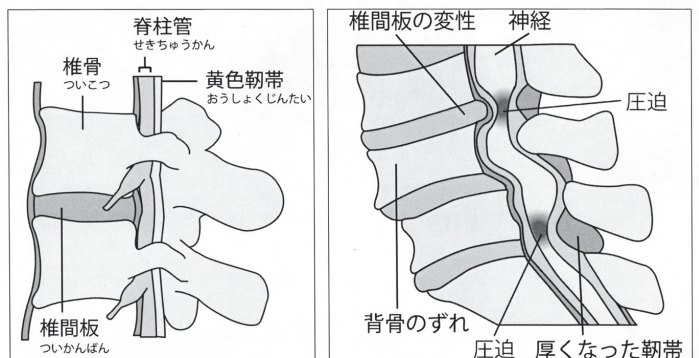
画像では、神経圧迫があっても痛みのない方など、背骨の病気は人それぞれに感じかたや治療に求めるものが違うため、どの段階でどのような治療がよいとは一概には言えません。しかし、手術でできることは圧迫を取り除くことしかできませんので、重症化しすぎて神経に治療力が、残っていないと手術を行っても、もはや改善は望めません。現在は手術技術も進歩しておりますので、手術を含めたきちんとした治療をうけ、いつまでもすこやかに人生100年時代を楽しみましょう!!

「脊柱後弯症の術前後の外観とレントゲン」
手術で見違えるほど若々しい姿勢となっています



術前の姿勢

術後の姿勢とそのレントゲン



正常の脊柱の解剖（左）と腰部脊柱管狭窄症（右）の模式図。

クロスワードパズル
(答)あかとんぼ

し	ゆ	う	か	く
よ	り	■	か	ず
う	■	ば	り	あ
ぼ	た	ん	■	ん
う	る	と	ら	■

ナンプレ(答)

2	6	7	4	9	1	3	8	5
5	3	1	7	2	8	4	9	6
9	8	4	3	6	5	1	2	7
3	4	5	1	8	9	6	7	2
1	2	6	5	3	7	8	4	9
8	7	9	6	4	2	5	3	1
6	1	2	8	7	4	9	5	3
4	9	3	2	5	6	7	1	8
7	5	8	9	1	3	2	6	4